

# 臨時株主総会 招集ご通知

## □ 日 時

平成29年12月26日（火曜日）  
午前10時

## □ 場 所

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
当行本店 9階会議室

## 目 次

- 臨時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 臨時株主総会参考書類
  - 第1号議案 株式会社関西みらいフィナンシャル  
グループとの株式交換契約承認の件 …… 5
  - 第2号議案 定款一部変更の件 …………… 40

本臨時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード8543  
平成29年12月4日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 **みなと銀行**  
取締役頭取 服部博明

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行臨時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年12月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年12月25日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（4頁）をご高覧のうえ、平成29年12月25日（月曜日）午後5時までにインターネットにより議決権をご行使ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため本招集通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎臨時株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.minatobk.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### ■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

平成29年12月26日（火曜日）午前10時

### ■ 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年12月25日（月曜日）午後5時到着分まで

### ■ インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト<sup>ウェブ行使</sup><http://www.web54.net>にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年12月25日（月曜日）午後5時まで

詳細につきましては次頁をご覧ください

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

議決権行使サイトURL

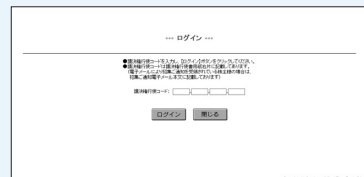
ウェブ行使  
<http://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。



- (3) インターネットによる議決権行使は、**平成29年12月25日（月曜日）**午後5時まで受付いたしますが、お早めに行ってください、ご不明な点等がございましたら下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

専用ダイヤル

0120-652-031  
(午前9時～午後9時)

その他のご照会

0120-782-031  
(平日午前9時～午後5時)

## 臨時株主総会参考書類

### 第1号議案 株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、当行、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、平成29年3月3日に締結した基本合意書に基づき、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに、本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社（以下、「統合グループ」、3社をそれぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結致しました。

当行は、本統合契約に基づき、平成29年11月14日開催の取締役会において、本持株会社との間で、平成30年4月1日を効力発生日とし、当行を株式交換完全子会社、本持株会社を株式交換完全親会社とする本株式交換に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を行うことを決議し、締結致しました。

つきましては、本株式交換契約の承認をお願い致したいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換の内容の概要等は次のとおりであります。

## 1. 本株式交換を行う理由

### ① 本経営統合の経緯

平成29年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、平成29年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

### ② 統合グループの経営理念

統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやり甲斐と誇りをもって働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとなるべく、以下の経営理念を掲げます。

| 統合グループの経営理念                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>関西の未来とともに歩む金融グループとして、</p> <p>お客さまとともに成長します。</p> <p>地域の豊かな未来を創造します。</p> <p>変革に挑戦し進化し続けます。</p> |

### ③ 統合グループの経営戦略

#### ア. 新たなリテール金融サービスモデル

統合グループは、上記②に掲げる経営理念のもと、以下の3つの柱を軸として、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築することで、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

- 統合各社が培ってきた強みの共有とワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供を通じ、地域の幅広いお客さまとの関係を更に深掘りすることで、地域社会の発展・活性化に貢献してまいります。
- オペレーション改革のノウハウ共有や事務・システムの統合等を通じて、業務効率と生産性の飛躍的な向上を実現するとともに、お客さまに圧倒的な利便性を提供してまいります。
- お客さま・地域の期待にお応えするために、関西最大にして本邦有数の金融ボリュームに相応しい収益性・効率性・健全性を実現してまいります。

#### イ. ビジネスモデル実現に向けた基本的な考え方

統合グループは以下の基本的な考え方のもと、統合各社がこれまで培ってきた強みの発揮と共有、相互補完、お客さまにとって真に役に立つ新たなサービスの提供を通じて、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

##### (i) マザーマーケットである関西でのプレゼンス向上と関西経済への貢献

- **関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献**
  - ▶ 地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。
  - ▶ 信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。
  - ▶ 創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取組みを加速してまいります。
- **地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート**
  - ▶ 地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。
  - ▶ 地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。
- **お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供**
  - ▶ 海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。



- ▶ 地銀最大の店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります。
- (ii) グループメリットを最大限活かした業務効率と生産性向上
  - **事務・システムをりそなグループの共通プラットフォームに統合**
    - ▶ りそなグループにて培ってきたノウハウを最大限活用し、少人数運営による生産性向上と営業セールス時間の拡大を図ってまいります。
    - ▶ 統合グループ全体でシステムコストの低減を実現するとともに、りそなグループとの共同運営により最先端技術の活用の両立を実現してまいります。
  - **お客さまとの接点の拡大に向けた営業人員の拡大**
    - ▶ 本部組織のスリム化やチャネル最適化等により、営業人員の再配置を行い、質・量ともにお客さまとの接点を拡大してまいります。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、33ページの別紙①「株式交換契約書（写）」のとおりであります。

## 3. 交換対価の相当性に関する事項

### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

#### ① 本株式交換に係る割当ての内容

##### ア. 本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

|           | 本持株会社<br>(株式交換完全親会社) | 当行<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------|----------------------|-------------------|
| 普通株式の交換比率 | 1<br>(普通株式)          | 2.37<br>(普通株式)    |

#### (注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式2.37株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、本統合契約締結日から平成30年4月1日又は全当事者が別途合意する日（以下、「クローズング日」）までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行若しくは当行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

(注2) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換により交付する本持株会社の普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数（予定）

本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が平成29年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書（以下、「本第1四半期報告書」）に記載された平成29年8月4日現在の当行の普通株式の発行済株式総数（41,095,197株）並びに関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された平成29年7月28日現在の関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数（73,791,891株）及び関西アーバン銀行の本優先株式の発行済株式総数（73,000,000株）を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。但し、当行及び関西アーバン銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及び関西アーバン銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式（会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定であるため、当行が平成29年7月28日に提出した「平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下、「本第1四半期決算短信」）に記載された平成29年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数（57,282株）及び関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成29年6月30日現在において関西アーバン銀行が所有する関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式数（300,241株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又は関西アーバン銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の平成29年6月30日又は関西アーバン銀行の平成29年6月30日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあります。なお、関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は関西アーバン銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元（100株）未満の本持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」）の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

## ② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

上記「1. 本株式交換を行う理由」の「①本経営統合の経緯」に記載のとおり、全当事者は真摯に協議・交渉を重ねた結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本経営統合を行うことが最善の選択肢と考えるに至りました。

上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下、「当行普通株式に係る本株式交換比率」といい、関西アーバン銀行の普通株式及び本優先株式に係る株式交換比率と合わせて「本株式交換比率」）の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、下記「イ. 算定に関する事項」の「(ア) 算定の概要」及び「③公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、りそなホールディングスはメリルリンチ日本証券（下記イ. (ア) に定義されます。）を、当行はEYTAS（下記イ. (ア) に定義されます。）を、本総対価（下記イ. (ア) に定義されます。）の分析又は株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ経済条件の分析又は算定を依頼し、当該第三者算定機関による分析又は算定結果を参考に、それぞれ統合各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、またりそなホールディングスにおいては一連の本経営統合に関する条件を全体として検討し、全当事者間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、平成29年9月26日、本株式交換における株式交換比率を決定し、合意致しました。

なお、りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付け（以下、「当行株式公開買付け」）における公開買付価格の内容の根拠及び理由については、りそなホールディングスが平成29年9月26日付で公表した「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」、当行が平成29年9月26日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」をご参照下さい。なお、当行株式公開買付けにおける当行普通株式1株当たりの公開買付価格は、本株式交換における株式交換比率の基礎となる当行普通株式1株当たりの評価額と同程度の水準となっております。

## イ. 算定に関する事項

### (ア) 算定の概要

当行は、下記「③公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、当行普通株式に係る本株式交換比率の算定に当たって公正性を担保するため、当行の財務アドバイザー（第三者算定機関）としてEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EYTAS」）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから平成29年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の当行普通株式に係る本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

EYTASは、当行については市場株価法、類似会社比準法及び配当割引モデル（以下、「DDM法」）を、本持株会社については類似会社比準法及びDDM法に基づく分析を行い、当該分析結果を総合的に勘案して当行普通株式に係る本株式交換比率の分析を行っております。また、本持株会社の算定に際しては、本経営統合の一環として本持株会社が本株式交換実施までに取得予定の近畿大阪銀行の普通株式に係る株式価値を基礎としております。EYTASによる本株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定結果は、当行の普通株式1株に対して割り当てる本持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

| 本持株会社採用手法 | 当行採用手法  | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|---------|-------------|
| 類似会社比準法   | 市場株価法   | 2.03～3.44   |
| 類似会社比準法   | 類似会社比準法 | 2.00～3.52   |
| DDM法      | DDM法    | 2.04～2.80   |

なお、当行については市場株価法、類似会社比準法及びDDM法により普通株式1株当たりの算定を行っております。

市場株価法においては、平成29年9月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の算定基準日における終値、並びに算定基準日までの1週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の各取引日における終値平均値を採用しております。

類似会社比準法においては、比較対象とした上場会社の1ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定しております。

DDM法では、当行の平成30年3月期から平成35年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

他方、本持株会社については類似会社比準法及びDDM法により普通株式1株当たりの算定を行っております。

類似会社比準法においては比較対象とした上場会社の1ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定しております。

DDM法では、本持株会社の平成30年3月期から平成35年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、EYTASがDDM法の採用に当たり前提とした当行の事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。一方でEYTASがDDM法の算定に当たり前提とした本持株会社の事業計画においては平成30年3月期に大幅な減益を見込んでおります。これは平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等の一時的な収益が計上されていたためです。

上記の結果に基づき株式交換比率を算定しております。

りそなホールディングスは、近畿大阪銀行、当行及び関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数の100%を保有する予定の本持株会社の普通株式の発行済株式総数の51%程度（以下、「本持株会社対象株式」）を上記記載の一連の本経営統合を通じて、取得するに当たり、かかる一連の本経営統合を通じてりそなホールディングスが支払う又は拠出する総対価（以下に定義するものをいい、本参考書類において「本総対価」）を全体として検討しており、かかる検討に際してりそなホールディングス、

近畿大阪銀行、当行、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行から独立したりそなホールディングス及び近畿大阪銀行のファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ日本証券」）に対して本総対価の分析を依頼しました。また、りそなホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本株式交換比率の決定に際し、メリルリンチ日本証券を含めた第三者算定機関から本株式交換比率に係る算定書等は取得しておりません。

本持株会社対象株式を取得するに当たり、りそなホールディングスが支払う又は拠出する「本総対価」とは、①当行株式公開買付けの対価として支払われる価格、②りそなホールディングスによる関西アーバン銀行の普通株式に対する公開買付け（以下、「関西アーバン銀行株式公開買付け」）の対価として支払われる価格、③本優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる価格（りそなホールディングスが受け取る平成30年3月31日を基準日とする本優先株式に係る配当金の予想額控除後）及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値（以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一）からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

上記の分析を行うに当たり、メリルリンチ日本証券は、各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析及び金融機関の評価に広く利用されるDDM法の各手法を用い、以下及び別紙②（臨時株主総会 臨時株主総会参考書類＜別冊＞P1～P4）に記載の前提条件その他の一定の条件の下に、以下に詳述するとおり、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含まない近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの財務予測に基づく近畿大阪銀行の100%株式価値（以下、「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」）、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む当行の財務予測に基づく当行の100%株式価値（以下、「当行の本件シナジーを含む100%株式価値」）、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む関西アーバン銀行の財務予測に基づく関西アーバン銀行の100%株式価値（以下、「関西アーバン銀行の本件シナジーを含む100%株式価値」）並びにりそなホールディングスより提供された上記の当行及び関西アーバン銀行の各財務予測において反映されていないその他の本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果（り



そなホールディングスに帰属する、本経営統合の実行により近畿大阪銀行において生じると見込まれるシナジー効果を含む。)の価値(以下、かかるシナジー効果を「その他の本件シナジー効果」、またその価値を総称して「その他の本件シナジーの価値」)の分析を行い、りそなホールディングスに対して平成29年9月26日付でかかる株式価値等の分析に関する株式価値等算定書(以下、「本株式価値等算定書」)を提出致しました。メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、りそなホールディングスの指示に従い、当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、りそなホールディングスが買付上限数の各対象会社の普通株式を取得すること並びに本優先株式の全てが上記のとおりりそなホールディングスにより取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されることその他本経営統合において予定されている各取引が予定されたとおりに実行されることを前提としています。なお、メリルリンチ日本証券がDDM法による算定の前提とした関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の上記の各財務予測において関西アーバン銀行については、平成33年3月期に当期純利益の大幅な増益が、近畿大阪銀行については平成30年3月期に当期純利益の大幅な減益がそれぞれ見込まれております。関西アーバン銀行においては、主として本経営統合に伴い発生するコストが減少したことを、近畿大阪銀行においては、主として平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等の一時的な収益が計上されていたことを理由とするものです。一方、当行の上記の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりません。なお、りそなホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、平成29年9月26日付で、上記及び別紙②(臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>P1~P4)に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本総対価は、りそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。但し、上記のとおり、りそなホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は受領しておりません。

上記各手法において分析された近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値、当行の本件シナジーを含む100%株式価値、関西アーバン銀行の本件シナジーを含む100%株式価値及びその他の本件シナジーの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 類似企業比較分析 | 414億円～935億円     |
| DDM法     | 1,130億円～1,575億円 |

当行の本件シナジーを含む100%株式価値（※各手法にシナジー効果の現在価値を含みます）

|          |               |
|----------|---------------|
| 類似企業比較分析 | 706億円～1,026億円 |
| DDM法     | 869億円～1,301億円 |

関西アーバン銀行の本件シナジーを含む100%株式価値（※各手法にシナジー効果の現在価値を含みます）

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 類似企業比較分析 | 1,238億円～2,084億円 |
| DDM法     | 1,131億円～1,301億円 |

その他の本件シナジーの価値：318億円～358億円

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために近畿大阪銀行、当行及び関西アーバン銀行と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、近畿大阪銀行、当行及び関西アーバン銀行の株式価値が分析されています。

DDM法では、りそなホールディングスが合理的と判断し、メリルリンチ日本証券に提供した近畿大阪銀行、当行及び関西アーバン銀行の平成30年3月期以降の財務予測（当行及び関西アーバン銀行については本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。）並びにその他の本件シナジー効果の予測に基づき、別紙②（臨時株主総会 臨時株主総会参考書類＜別冊＞P1～P4）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する又はりそなホールディングスにおいて本経営統合の実行により創出されると見込まれる平成31年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値等が分析されています。



りそなホールディングスは、当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けにおける公開買付け価格、本株式交換比率、りそなホールディングスによる、三井住友銀行の保有する本優先株式の全ての取得の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合の戦略的意義、当行及び関西アーバン銀行の市場株価推移等を総合的に勘案した上で、当行、関西アーバン銀行及び三井住友フィナンシャルグループと協議、交渉した結果、最終的に平成29年9月26日に開催されたりそなホールディングスの取締役会において、当行の普通株式1株に割り当てる本持株会社の普通株式数を2.37株、関西アーバン銀行の普通株式1株に割り当てる本持株会社の普通株式数を1.60株とすることを決定しております。

#### (イ) 算定機関との関係

メリルリンチ日本証券、EYTAS及びPwCは、りそなホールディングス、近畿大阪銀行、当行、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### ③ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式18,483,435株（所有割合（※）44.84%）を、当行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、当行は、当行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

（※）所有割合とは、本第1四半期報告書に記載された平成29年8月4日現在の当行普通株式の発行済株式総数41,095,197株に、当行が平成29年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成29年5月31日現在の新株予約権（1,467個）及び平成29年7月21日付で発行した新株予約権（319個）の目的となる各当行普通株式数の合計（178,600株）を加算し、本第1四半期決算短信に記載された平成29年6月30日現在当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数（57,282

株)を控除した株式数(41,216,515株)に対する割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、本株式交換比率の公正性を担保するため、上記「②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」の「イ. 算定に関する事項」の「(ア) 算定の概要」に記載のとおり、EYTASを独立した第三者算定機関として起用し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。当行は、EYTASの分析及び意見を参考として他の当事者と交渉・協議を行い、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」記載の合意した本株式交換比率による本株式交換の実行を含め、本経営統合を行うことを平成29年9月26日に開催された取締役会において決議致しました。

また、当行はEYTASから平成29年9月26日付にて、同社の意見書に記載された要因及び前提条件のもと、本株式交換比率は、リソナホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行以外の当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。EYTASの意見書の前提条件及び免責事項等については別紙③(臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>P5~P6)をご参照下さい。

イ. 独立した財務アドバイザーの起用

当行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率算定を依頼した上記ア. の独立した第三者算定機関であるEYTASを独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村證券株式会社(以下、「野村證券」)を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、当行は、野村證券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

ウ. 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

エ. 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当行取締役会は、EYTASより取得した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの内容、並びにTMI総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、当行は、平成29年9月26日に開催の取締役会において、本統合契約を締結することを決議しました。上記取締役会決議は、当行取締役全員（8名）が参加し、利害関係を有しない取締役全員（8名）の一致により決議され、また、当行監査役全員（5名）が参加し、利害関係を有しない監査役全員（5名）が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

オ. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当行は、当行が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当行との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本経営統合の公正性の担保に配慮しております。

(2) 交換対価として本持株会社の普通株式を選択した理由

当行及び本持株会社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である本持株会社の普通株式を選択しました。

当行は、(i) 本持株会社は、本株式交換により、東京証券取引所市場第一部に、平成30年4月1日に上場（テクニカル上場）する予定であり、本株式交換の効力発生日後は本持株会社の普通株式について、流動性・換価性が確保されること、及び(ii) 当行の株主が本持株会社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、本経営統合の効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、本持株会社の普通株式を本株式交換における交換対価として選択しました。

(3) 本持株会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本持株会社による当行との株式交換に際して、本持株会社の増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 増加する資本金の額   | 0円                               |
| 増加する資本準備金の額 | 会社計算規則第39条第2項の規定に従い本持株会社が別途定める金額 |
| 増加する利益準備金の額 | 0円                               |

上記の資本金及び準備金の額は、本持株会社の資本・財務政策その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 本持株会社の定款の定め

### 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループと称し、英文ではKansai Mirai Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、251,238,488株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

#### 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度最終日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度最終日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長執行役員を兼任する取締役が株主総会を招集し、その議長となる。社長執行役員を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、9名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。



(取締役の選任方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠または増員として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、すべての取締役で構成する。

- ② 取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。
- ③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し議長となる。
- ④ 前項の指名にかかる取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。
- ⑤ 監査等委員会の委員である取締役であって監査等委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。



#### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (取締役会の運営)

第25条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

- ② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (業務の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。

#### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

- ② 前項の規定による取締役の報酬等の決定は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

#### (責任の免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

（執行役員）

第29条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、代表取締役は執行役員にその権限の一部を委譲し、業務を執行させる。

- ② 取締役会の決議によって、執行役員の中から、社長執行役員を選定する。社長執行役員は、取締役会の決議を執行し、当社の業務を統轄する。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役員がその職務を代行する。

## 第5章 監査等委員および監査等委員会

（監査等委員の員数）

第30条 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

- ② 前項の監査等委員である取締役のうち過半数は、社外取締役とする。

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集権者および議長）

第32条 監査等委員会は、あらかじめ指名された監査等委員が招集し議長となる。

- ② 前項にかかわらず各監査等委員は必要に応じ招集することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の運営)

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当および自己の株式の取得等の決定機関)

第38条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当、自己の株式の取得その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする（本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という）。

- ② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当（中間配当を含む）にかかる配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 第8章 附則

(設立に際して出資される財産の価額ならびに成立後の資本金および資本準備金の額)

第41条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、500,001,985円とする。

- ② 当会社成立後の資本金の額は、250,000,993円とし、資本準備金の額は250,000,992円とする。

(最初の事業年度)

第42条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時取締役等)

第43条 当会社の設立時取締役等は、次のとおりである。

設立時取締役 菅 哲哉

設立時取締役 原 俊樹

設立時監査等委員である設立時取締役 磯野 薫

設立時監査等委員である設立時取締役 江副 弘隆 (社外取締役)

設立時監査等委員である設立時取締役 村上 真輔 (社外取締役)

設立時代表取締役 菅 哲哉

設立時会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

(発起人の名称ほか)

第44条 発起人の名称、住所および設立に際して割当てを受ける設立時発行株式数ならびに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

発起人 株式会社りそなホールディングス  
住所 東京都江東区木場一丁目5番65号  
割当てを受ける設立時発行株式数 530,675株  
払込金額 500,001,985円

(法令の準拠)

第45条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

## (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

### ① 交換対価を取引する市場

本持株会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。東京証券取引所市場第一部に、同取引所の定める有価証券上場規程第208条に従い平成30年4月1日に上場（テクニカル上場）する予定です。

### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

本持株会社の普通株式は、上記①のとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。東京証券取引所市場第一部に、平成30年4月1日に上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後、全国の各証券会社にてお取引いただけます。

### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

本持株会社の定款上、本持株会社の普通株式を譲渡により取得するには、本持株会社の取締役会の承認を受けなければならないとされておりますが、本持株会社は、東京証券取引所市場第一部に、平成30年4月1日に上場（テクニカル上場）する予定であり、これより前に、本持株会社は、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。したがって、本株式交換の効力発生日後は交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本持株会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、記載を省略します。

なお、本持株会社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に、平成30年4月1日に上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/>）において開示される株価情報及びチャート等により、交換対価の市場価格及びその推移が示されることとなります。

(4) 本持株会社の過去5年間の貸借対照表

本持株会社は、平成29年11月14日付けで設立され、過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表はありませんので、記載を省略します。

## 5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本持株会社は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下、「基準時」）の当行の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①乃至⑥の第1欄に掲げる当行の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当行の各新株予約権に代わり、基準時の当行の新株予約権原簿に記載又は記録された当行の各新株予約権の新株予約権者が所有する当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の各新株予約権をそれぞれ交付いたします。

かかる取扱いは、当行の株主及び当該新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者に実質的に同内容かつ同数の本持株会社の新株予約権を交付するものであり、相当であると考えております。

|   | 第1欄                   |                  | 第2欄                              |                  |
|---|-----------------------|------------------|----------------------------------|------------------|
|   | 名称                    | 内容               | 名称                               | 内容               |
| ① | 株式会社みなと銀行<br>第1回新株予約権 | 株式交換契約書<br>別紙1記載 | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第1回新株予約権 | 株式交換契約書<br>別紙2記載 |
| ② | 株式会社みなと銀行<br>第2回新株予約権 | 別紙3記載            | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第2回新株予約権 | 別紙4記載            |
| ③ | 株式会社みなと銀行<br>第3回新株予約権 | 別紙5記載            | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第3回新株予約権 | 別紙6記載            |
| ④ | 株式会社みなと銀行<br>第4回新株予約権 | 別紙7記載            | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第4回新株予約権 | 別紙8記載            |
| ⑤ | 株式会社みなと銀行<br>第5回新株予約権 | 別紙9記載            | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第5回新株予約権 | 別紙10記載           |
| ⑥ | 株式会社みなと銀行<br>第6回新株予約権 | 別紙11記載           | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第6回新株予約権 | 別紙12記載           |

(注) 各内容に記載した別紙は、[別紙①]「株式交換契約書(写)」の別紙を示し、「臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>P8～P43」に記載しております。

## 6. 計算書類等に関する事項

### (1) 本持株会社の成立の日における貸借対照表

本持株会社の成立の日における貸借対照表は、別紙④（臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>P7）のとおりです。

(2) 本持株会社及び当行についての最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本持株会社

ア. 出資及び借入並びに近畿大阪銀行株式譲渡

本持株会社は、近畿大阪銀行株式譲渡の代金として、りそなホールディングスから以下③の条件で出資を受け、また、株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」）より以下③の条件で借り入れるとともに、りそなホールディングスより、以下①及び②の条件で、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を取得する旨合意する予定です。

① 近畿大阪銀行株式譲渡株数 1,827,196,574株

② 近畿大阪銀行株式譲渡価格 86,079,226,690円（1株あたり47.11円）

③ 本持株会社の資本・負債の調達金額及び条件

(i) 資本による調達金額

(a) 募集株式数 62,278,950株

(b) 払込金額 1株につき942.2円

※ 本クロージング日以降の本持株会社の株価水準及び証券取引所から要請される投資単位の水準を考慮し、近畿大阪銀行の1株あたり価格の20倍相当としております。

(c) 払込金額の総額 58,679,226,690円

(d) 増加する資本金及び資本準備金

資本金：29,339,613,345円（1株につき471.1円）

資本準備金：29,339,613,345円（1株につき471.1円）

※ 本持株会社は、資本準備金の額の減少を実施し、減少後の資本準備金の額を0円とする予定です。

(ii) 負債による調達金額及び条件

(a) 貸付人 りそな銀行

(b) 調達金額 27,400,000,000円

(c) その他の条件 同種の独立した第三者間の取引と同等の条件とする。



#### イ. 関西アーバン銀行との株式交換

本持株会社は、関西アーバン銀行との間で、平成29年11月14日付けで株式交換契約を締結し、平成30年4月1日を効力発生日として、本持株会社を完全親会社とし、関西アーバン銀行を完全子会社とする株式交換を行うことにいたしました。なお、当該株式交換契約において、本持株会社と関西アーバン銀行との間の普通株式に係る株式交換比率は1:1.60とし、本優先株式に係る株式交換比率は1:1.30975768とされております。

#### ② 当行

該当事項はありません。

## 株式交換契約書（写）

株式会社関西アーバン銀行（住所：大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号、以下「甲」という。）、株式会社みなと銀行（住所：兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号、以下「乙」という。）及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（住所：大阪市中央区備後町2丁目2番1号、以下「丙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

- 第1条 甲は、丙を株式交換完全親会社とし、甲を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「甲丙間の株式交換」という。）を行い、丙は、甲丙間の株式交換により甲の発行済株式の全部を取得する。
- 2 乙は、丙を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「乙丙間の株式交換」といい、甲丙間の株式交換と総称して「本株式交換」という。）を行い、丙は、乙丙間の株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 第2条 丙は、甲丙間の株式交換に際して、①甲の普通株式の株主（丙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式の株主が所有する甲の普通株式数の合計に、1.60を乗じた数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の丙の普通株式を交付し、②甲の第一種優先株式の株主（丙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する甲の第一種優先株式に代わり、基準時の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の第一種優先株式の株主が所有する甲の第一種優先株式数の合計に、1.30975768を乗じた数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の丙の普通株式を交付する。
- 2 丙は、乙丙間の株式交換に際して、乙の株主（丙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主が所有する乙の普通株式数の合計に、2.37を乗じた数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の丙の普通株式を交付する。

- 3 丙は、甲丙間の株式交換に際して、第1項の丙の株式を、①基準時の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、丙の普通株式1.60株の割合をもって割り当て、②基準時の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の第一種優先株式の株主に対し、その所有する甲の第一種優先株式1株につき、丙の普通株式1.30975768株の割合をもって割り当てる。
- 4 丙は、乙丙間の株式交換に際して、第2項の丙の株式を、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式2.37株の割合をもって割り当てる。
- 5 前二項に従って甲又は乙の株主に対して割り当てる丙の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、丙は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理する。

(新株予約権の取扱い)

第3条 丙は、乙丙間の株式交換に際して、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①乃至⑥の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権に代わり、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の各新株予約権の新株予約権者が所有する当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる丙の各新株予約権をそれぞれ交付する。

|   | 第1欄                   |        | 第2欄                              |        |
|---|-----------------------|--------|----------------------------------|--------|
|   | 名称                    | 内容     | 名称                               | 内容     |
| ① | 株式会社みなと銀行<br>第1回新株予約権 | 別紙1記載  | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第1回新株予約権 | 別紙2記載  |
| ② | 株式会社みなと銀行<br>第2回新株予約権 | 別紙3記載  | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第2回新株予約権 | 別紙4記載  |
| ③ | 株式会社みなと銀行<br>第3回新株予約権 | 別紙5記載  | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第3回新株予約権 | 別紙6記載  |
| ④ | 株式会社みなと銀行<br>第4回新株予約権 | 別紙7記載  | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第4回新株予約権 | 別紙8記載  |
| ⑤ | 株式会社みなと銀行<br>第5回新株予約権 | 別紙9記載  | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第5回新株予約権 | 別紙10記載 |
| ⑥ | 株式会社みなと銀行<br>第6回新株予約権 | 別紙11記載 | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ<br>第6回新株予約権 | 別紙12記載 |

- 2 丙は、乙丙間の株式交換に際して、前項の表①乃至⑥の第2欄に掲げる丙の各新株予約権を、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された前項の表①乃至⑥の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権1個につき、第2欄に掲げる丙の各新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。
- 3 甲は、本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）の前日までに、その発行する新株予約権を全て無償取得し、かつ消却する。

（株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額）

第4条 甲丙間の株式交換により増加すべき丙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
0円
  - (2) 資本準備金の額  
会社計算規則第39条第2項の規定に従い丙が別途定める金額
  - (3) 利益準備金の額  
0円
- 2 乙丙間の株式交換により増加すべき丙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。
- (1) 資本金の額  
0円
  - (2) 資本準備金の額  
会社計算規則第39条第2項の規定に従い丙が別途定める金額
  - (3) 利益準備金の額  
0円

（株式交換の効力発生）

第5条 本効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、全当事者の合意によりこれを変更することができる。

- 2 甲丙間の株式交換と乙丙間の株式交換は、基準時において、互いに他方の株式交換が効力を生ずるのに必要な要件（この項に規定する停止条件を除く。）を全て充たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

(株式交換契約承認株主総会)

- 第6条 甲及び乙は、平成29年12月26日又は全当事者が別途合意する日を開催日としてそれぞれ臨時株主総会（以下それぞれを「本臨時株主総会」という。）を招集し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、必要に応じて全当事者の合意によりこの開催日を変更することができる。
- 2 丙は、平成29年12月26日又は全当事者が別途合意する日に、丙の臨時株主総会（書面決議を含む。）において、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(会社の財産の管理)

- 第7条 甲、乙及び丙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、平成29年9月26日付「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」にて公表された株式会社近畿大阪銀行（以下「近畿大阪銀行」という。）、甲及び乙の経営統合（以下「本経営統合」という。）において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め全当事者が協議し合意の上、これを行うものとする。

(剰余金の配当及び自己株式の取得の制限)

- 第8条 甲は、平成30年3月31日を基準日として、総額4,800,000,000円（普通株式につき総額2,940,000,000円、第一種優先株式につき総額1,860,000,000円）を上限とする金銭による剰余金の配当を行うものとし、丙は必要な議決権行使を行うものとする。
- 2 乙は、平成30年3月31日を基準日として、総額2,052,000,000円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うものとし、丙は必要な議決権行使を行うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（ただし、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

(自己株式の処理)

第9条 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、本株式交換により丙が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式（会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

(定款変更)

第10条 甲及び乙は、本臨時株主総会において、それぞれ、定時株主総会の基準日に関する定款規定を、本契約が効力を失っていないことを条件として、平成30年3月30日をもって削除する旨の定款変更に関する決議を求めるものとする。

- 2 丙は、本臨時株主総会の開催日の前日までに、丙の臨時株主総会（書面決議を含む。）において、丙の普通株式の譲渡制限に関する定款規定を削除する旨の定款変更に関する決議を行うものとする。

(甲及び乙の株主に対する議決権の付与)

第11条 丙は、本効力発生日までに、本株式交換に際して丙の普通株式の割当交付を受ける甲及び乙の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、第10条の定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換がその効力を生ずることを条件として、丙の平成30年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

## (確認事項等)

- 第12条 甲、乙及び丙は、株式会社りそなホールディングス（以下「りそなHD」という。）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」という。）、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」という。）、近畿大阪銀行、甲及び乙の間の平成29年9月26日付統合契約書（以下「本統合契約」という。）において、それぞれ、別紙13（臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊> P44～P50）の内容の表明及び保証（以下「本件表明保証」という。）を行っていることを確認し、丙は、甲及び乙に対し、本契約締結日から本効力発生日の前日までにおいて、別紙14（臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊> P51）に記載の内容の事項が重要な点において真実かつ正確であること（以下「丙表明保証」という。）を表明し、かつ保証する。
- 2 甲及び乙は、本統合契約において、本件表明保証が真実かつ正確でなかったことに起因又は関連して、本統合契約の他の当事者に損害、損失又は費用（合理的な範囲の弁護士費用等を含む。以下総称して「損害等」という。）が生じた場合には、それぞれ、かかる損害等を補償する義務を負っていることを確認し、丙は、丙表明保証が真実かつ正確でなかったことに起因又は関連して、本契約の他の当事者に損害等が生じた場合には、かかる損害等を補償する義務を負うものとする。

## (株式交換条件の変更及び本契約の解除)

- 第13条 本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲、乙、丙若しくは近畿大阪銀行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲、乙又は丙は、全当事者が協議の上、本契約を解除し、又は、全当事者、りそなHD、SMFG及び三井住友銀行が合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができる。

(本契約の効力)

第14条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、本効力発生日の前日までに甲、乙若しくは丙のいずれかの本臨時株主総会において本契約の承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに甲及び乙の本臨時株主総会に上程された議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までにりそなHDから丙に対するりそなHDが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての譲渡が完了していない場合、又は、本効力発生日の前日までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、その効力を失う。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に必要な事項は、全当事者が協議し合意の上定める。

本契約締結の証として本契約書3通を作成し、全当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月14日

甲：大阪府大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号  
株式会社関西アーバン銀行  
取締役会長兼頭取 橋本 和正<sup>㊞</sup>

乙：兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社みなと銀行  
取締役頭取 服部 博明<sup>㊞</sup>

丙：大阪府大阪府中央区備後町2丁目2番1号  
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ  
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉<sup>㊞</sup>



## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

「第1号議案 株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」が承認されますと、当行の株主は本持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

これに伴いまして、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は「第1号議案 株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」が承認されること及び平成30年3月31日の前日までに本株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成30年3月30日に効力を生じるものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                       | 変更案                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                               |
| <p>第14条<br/>～<br/>第51条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                                                                                   | <p>第13条<br/>～<br/>第50条</p> <p>(現行どおり)</p> |

(ご参考)

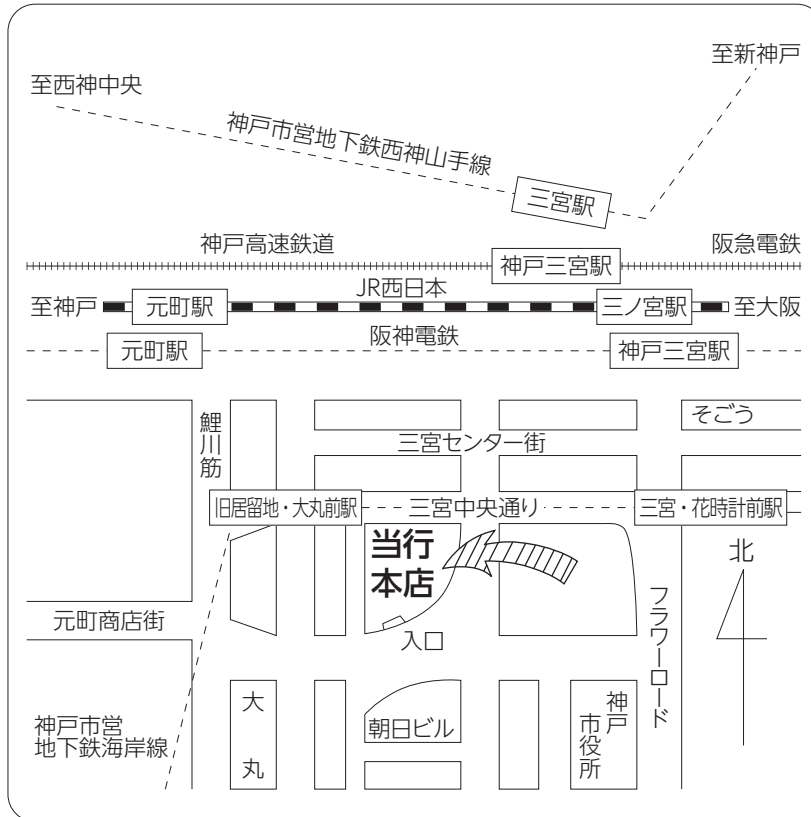
平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）については、当行現行定款第49条（本定款変更後の第48条）に従い、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対し、当行より支払う予定であります。

以 上

## 臨時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
当行本店9階会議室  
電話番号 078 (331) 8141 (大代表)

### ◎会場付近の略図



・本臨時株主総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。